

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

ゆうき青森農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）を尊重し、その趣旨や内容を踏まえた以下の取組方針を定め、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着に努めます。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている場合、あるいは、解消等を図ろうとしている事業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向も踏まえたうえで、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- （1）保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- （2）保証金額については、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の経営者保証契約の適切な見直しについて

- （1）既存の保証契約の解除又は変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行い、検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- （2）事業承継が行われたとき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その検討結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行するときの対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、本ガイドラインに即して誠実に対応するよう努めてまいります。